

令和2年4月28日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

羽 鳥



廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&Aの更新について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課より本会に対し、標記の事務連絡が発出され、その周知方依頼がありました。

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について」（令和2年3月6日付（地 454））等にて貴会宛にご案内申し上げております。

本事務連絡は、今般の新型コロナウイルスの感染拡大や、緊急事態宣言の発出、宿泊療養の開始等の状況を受けて、環境省のウェブサイトにて公開されていたQ&Aを更新したことについて周知を依頼するものです。

このQ&Aのうち、軽症者等が宿泊療養している施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、感染性廃棄物が排出される施設には該当しないことから、感染性廃棄物としての処理が義務付けられるわけではなく、通常の廃棄物として処理することが可能であるとされております。その際には、委託する廃棄物処理業者の従業員への感染防止の徹底のため、ごみに直接触れない、しっかり縛って封をして排出する、石けん等を使って手を洗う等の対応についてご留意いただきたく存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂くとともに、貴会管下郡市区医師会等へのご周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

追って、環境省からの事務連絡2点（「新型インフルエンザウイルス等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言の対象区域の拡大について（周知依頼）」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について（周知依頼）」）をご参考までに同封しましたことを申し添えます。

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 23 日

公益社団法人 日本医師会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する
Q & A の更新について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）」（令和 2 年 3 月 4 日付け環循適発第2003044号・環循規発第2003043号環境省環境再生・資源循環局長通知）において、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する Q & A を環境省のウェブサイト¹に掲載した旨を周知したところです。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大や、緊急事態宣言の発出、宿泊療養の開始等の状況を受けて、当該 Q & A について令和 2 年 4 月 23 日付けで別添のとおり更新いたしましたので、貴会におかれましても内容を御参照いただくとともに、貴会会員に周知くださいますようお願いいたします。

1・・・・・・http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html

廃棄物処理における 新型コロナウイルス感染症 対策に関する Q&A (令和2年4月 23 日)

新型コロナウイルス感染症のリスクが高まる中で、家庭、医療機関、事業所から日々発生する廃棄物の処理は、社会を支える必要不可欠な活動です。

日常生活、医療活動をはじめ社会経済活動を支える廃棄物の処理の仕組みが、新型コロナ感染症の感染によって、途絶えることがないようにするため、環境省において、厚生労働省の情報を参考にし、専門家のご意見も伺って、廃棄物処理に関連する Q & A をまとめました。

本 Q & A は、新型コロナウイルス感染症の感染予防に関連し、家庭、医療機関、事業所におけるごみ、廃棄物の取扱いについて、ご家庭、医療機関、事業所、地方公共団体及び廃棄物処理業の方々向けに、感染予防のためにお願したい事項や、ご注意いただきたい事項について、掲載しています。是非、ご参考にしていただきたくよろしくお願いいたします。

本 Q & A については、今後とも、最新の情報、感染の動向などを踏まえ、随時、見直し、追加をしていきます。新型コロナウイルス感染症の感染予防へのご理解とご協力をお願いいたします。

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 ・ 廃棄物規制課

【1. 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある方のいるご家庭の皆さま向け】

＜新型コロナウイルス感染症の概要＞

Q1-1 「新型コロナウイルス」とはどのような特徴のあるウイルスですか。

＜新型コロナウイルス感染症の感染経路＞

Q1-2 新型コロナウイルス感染症にはどのような条件、場所で感染しますか。

＜基本的な感染防止策＞

Q1-3 感染を予防するために日常生活で注意することはありますか。

＜廃棄物に関する一般的事項＞

Q1-4 どのような廃棄物が新型コロナウイルス感染症に伴って排出されますか。

＜家庭から出るごみの捨て方について＞

Q1-5 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したティッシュ等の廃棄物はどのように排出すれば良いですか。

＜通常リユース・リサイクルされる資源について＞

Q1-6 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したリネン類はどのように扱えば良いですか。

【2. 医療関係機関等の皆さま向け】

＜廃棄物に関する一般的事項＞

Q2-1 どのような廃棄物が新型コロナウイルス感染症に伴って排出されますか。

＜宿泊療養施設等の廃棄物の対応①＞

Q2-2 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物はどのように処理すればよいですか。

＜医療関係機関等から排出される廃棄物の処理の仕方＞

Q2-3 医療関係機関等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物はどのように処理すれば良いですか。

【3. 医療関係機関以外の排出事業者の皆さま向け】

＜新型コロナウイルス感染症の概要＞

Q3-1 「新型コロナウイルス」とはどのような特徴のあるウイルスですか。

＜新型コロナウイルス感染症の感染経路＞

Q3-2 新型コロナウイルス感染症にはどのような条件、場所で感染しますか。

＜基本的な感染防止策＞

Q3-3 感染を予防するために日常生活で注意することはありますか。

＜廃棄物に関する一般的事項＞

Q3-4 どのような廃棄物が新型コロナウイルス感染症に伴って排出されますか。

＜事業所から出るごみの捨て方について＞

Q3-5 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したティッシュ等の廃棄物はどのように排出すれば良いですか。

＜通常リユース・リサイクルされる資源について＞

Q3-6 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したリネン類はどのように扱えば良いですか。

＜宿泊療養施設等の廃棄物の対応＞

Q3-7 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物はどのように処理すればよいですか。

【4. 地方公共団体の皆さま向け】

＜新型コロナウイルス感染症の概要＞

Q4-1 「新型コロナウイルス」とはどのような特徴のあるウイルスですか。

＜新型コロナウイルス感染症の感染経路＞

Q4-2 新型コロナウイルス感染症にはどのような条件、場所で感染しますか。

＜基本的な感染防止策＞

Q4-3 感染を予防するために日常生活で注意することはありますか。

＜廃棄物に関する一般的事項＞

Q4-4 どのような廃棄物が新型コロナウイルス感染症に伴って排出されますか。

＜通常リユース・リサイクルされる資源について＞

Q4-5 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したペットボトル、缶、瓶や容器包装などのこれ

まで資源化してきた廃棄物については、どのように扱えば良いですか。

＜資源ごみのリサイクル材としての需要の低下への対応＞

Q4-6 新型コロナウイルスの感染拡大の影響で国内外の工場等の稼働が低下することによって、資源ごみのリサイクル材料としての需要が低下して、処理が滞っている場合にはどうすれば良いですか。

＜ごみ質の組成分析調査＞

Q4-7 新型コロナウイルスが感染拡大している状況下において、一般家庭等から排出されるごみについて平時に実施している組成分析等の調査事業は、中止したほうが良いですか。

＜宿泊療養施設等の廃棄物の対応①＞

Q4-8 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物はどのように処理すればよいですか。

＜宿泊療養施設等の廃棄物の対応②＞

Q4-9 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物の排出事業者は、都道府県、施設占有者のどちらになりますか。

＜家庭や事業所等から出るごみの捨て方について＞

Q4-10 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したティッシュ等の廃棄物はどのように排出すれば良いですか。

＜医療関係機関等から排出される廃棄物の処理の仕方＞

Q4-11 医療関係機関等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物はどのように処理すれば良いですか。

＜業務継続のために取るべき措置①＞

Q4-12 緊急事態宣言が発出された状況では、市町村における一般廃棄物処理事業はどのように対応すべきですか。

＜業務継続のために取るべき措置②＞

Q4-13 市町村における一般廃棄物処理事業を継続する上で、具体的にどのようなことに取り組みれば良いですか。また、どのようなことを検討するべきですか。

＜業務継続のために取るべき措置③＞

Q4-14 緊急事態宣言が発出された状況においては、市町村における一般廃棄物処理事業においても、出勤者を7～8割減らす必要がありますか。

【5. 廃棄物処理を行う皆さま向け】

＜新型コロナウイルス感染症の概要＞

Q5-1 「新型コロナウイルス」とはどのような特徴のあるウイルスですか。

＜新型コロナウイルス感染症の感染経路＞

Q5-2 新型コロナウイルス感染症にはどのような条件、場所で感染しますか。

＜基本的な感染防止策＞

Q5-3 感染を予防するために日常の生活で注意することはありますか。

＜廃棄物に関する一般的事項＞

Q5-4 どのような廃棄物が新型コロナウイルス感染症に伴って排出されますか。

＜廃棄物処理における感染防止策＞

Q5-5 廃棄物処理を行う者が行う感染防止策としてはどのようなものが考えられますか。

＜個人防護具の使用上の注意点＞

Q5-6 個人防護具の使用において注意すべきことはありますか。

＜業務継続のために取るべき措置①＞

Q5-7 緊急事態宣言が発出された状況では、廃棄物処理業はどのように対応すべきですか。廃棄物処理業を継続しなければならないのですか。

＜業務継続のために取るべき措置②＞

Q5-8 廃棄物処理業を継続する上で、具体的にどのようなことに取り組みれば良いですか。また、どのようなことを検討するべきですか。

＜業務継続のために取るべき措置③＞

Q5-9 緊急事態宣言が発出された状況においては、廃棄物処理業においても、出勤者を7～8割減らす必要がありますか。

＜資金繰りへの支援＞

Q5-10 新型コロナ感染症の影響で、廃棄物の受託量が大幅に減少するなどして資金繰りや事業の継続に影響が出ています。どのような支援策がありますか。

＜テレワークの導入に関する支援＞

Q5-11 新型コロナウイルス感染症への対応として、テレワークの導入を検討していますが支援策はありますか。

＜家庭や事業所等から出るごみの捨て方について＞

Q5-12 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したティッシュ等の廃棄物はどのように排出すれば良いですか。

＜医療関係機関等から排出される廃棄物の処理の仕方＞

Q5-13 医療関係機関等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物はどのように処理すれば良いですか。

＜宿泊療養施設等の廃棄物の対応＞

Q5-14 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物はどのように処理すればよいですか。

<新型コロナウイルス感染症の概要>

Q1-1 「新型コロナウイルス」とはどのような特徴のあるウイルスですか。

A1-1 「新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)」はコロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群(MERS)」ウイルスが含まれます。

ウイルスにはいくつか種類があり、コロナウイルスは遺伝情報として RNA をもつ RNA ウイルスの一種(一本鎖 RNA ウイルス)で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っています。自分自身で増えることはできませんが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができます。

(参考)新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q2-1

<新型コロナウイルス感染症の感染経路>

Q1-2 新型コロナウイルス感染症にはどのような条件、場所で感染しますか。

A1-2 一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。

(1)飛沫感染

感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

(2)接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。なお、ウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われています。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われています。

集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件が重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

3つの条件が重ならなくても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられています。また、激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されています。

現在のところ、ライブハウス、スポーツジム、医療機関、繁華街の接待を伴う飲食店等におけるクラスターでの感染拡大が中心とされています。

無症状の者からの感染の可能性も指摘されており、油断は禁物です。

(参考)新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q2-1

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q2-2

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q3-1

(参考)3つの「密」を避けるための手引き(首相官邸)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#c5>

＜基本的な感染防止策＞

Q1-3 感染を予防するために日常の生活で注意することはありますか。

A1-3 感染を予防するためには、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、十分な睡眠をとる等の健康管理を心がけてください。また、手洗いや手指消毒前の手で口・鼻に触れないようにすることや定期的に体温を測ることも有効です。

手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効ですし、石けんを使った手洗いは更に有効です。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいといわれていますので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要です。また、流水と石けんでの手洗いができない時であっても、手指消毒用アルコールを用いることで同様に感染力を失わせることができます。

また、1. 密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、2. 密集場所(多くの人が密集している)、3. 密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる)という「3つの密」を避けること等が重要です。

また、3つの密に該当しなくとも、不要不急の外出を避けること、夜の街を極力避けること、人と人との距離をとること(Social distancing; 社会的距離)及び家やオフィスの換気を十分にすることも有効です。

さらに、外出時はマスクを着用する、家の中でも咳エチケットを心がけることで、自己のみならず、他人への感染を回避することが必要です。

(参考)新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q2-1

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q3-1

(参考)3つの「密」を避けるための手引き(首相官邸)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#c5>

＜廃棄物に関する一般的事項＞

Q1-4 どのような廃棄物が新型コロナウイルス感染症に伴って排出されますか。

A1-4 一般家庭や事業所からは、新型コロナウイルス感染者の呼吸器系分泌物(鼻水、痰等)が付着したティッシュや、使用済みのマスク等が一般廃棄物として排出されます。

＜家庭から出るごみの捨て方について＞

Q1-5 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したティッシュ等の廃棄物はどのように排出すれば良いですか。

A1-5 一般家庭等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物については、インフルエンザの感染に伴い排出される廃棄物と同様に、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に準拠して処理してください。

具体的な感染防止策として、ごみに直接触れないこと、ごみ袋はごみがいっぱいになる前にしっかり縛って封をして排出すること、ごみを捨てた後は石けん等を使って手を洗うことなどがあります。また、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、二重にごみ袋に入れることも有効です。

(参考)廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>

(参考)新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_household_waste.pdf

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。

②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりとしばります。

③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- ・『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ・ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。



(参考)新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2003044_local_gov.pdf

＜通常リユース・リサイクルされる資源について＞

Q1-6 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したリネン類はどのように扱えば良いですか。

A1-6 「家庭内でご注意いただきたいこと～8 つのポイント～」(令和2年3月1日厚生労働省)や、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」(令和2年4月2日付け厚生労働省事務連絡)の記載を参照の上、手袋とマスクを着用して一般的な洗剤等で洗濯して完全に乾かすようにするなど、感染防止策を講じた上で、再利用できるものはむやみに捨てないようにしてください。

(参考) 家庭内でご注意いただきたいこと～8 つのポイント～(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

(参考) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>

(参考) 医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_waste.pdf

(参考) 緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2004077_local.gov.pdf

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する Q&A(令和2年4月23日)

【2. 医療関係機関等*の皆さま向け】

※ 医療関係機関等

病院、診療所(保健所、血液センター等はここに分類される。)、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関(医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。)

(参照: 廃棄物処理法施行令別表第1の4の項、施行規則第1条第7項)

本項では、医療関係機関から排出される廃棄物に関連する質問をまとめました。医療関係機関向けのその他の Q&A については、厚生労働省の専用ウェブページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html

<廃棄物に関する一般的事項>

Q2-1 どのような廃棄物が新型コロナウイルス感染症に伴って排出されますか。

A2-1 医療関係機関や検査機関からは、新型コロナウイルス感染症の診断、治療、検査等に使用された医療器材が感染性廃棄物として排出されます。

<宿泊療養施設等の廃棄物の対応①>

Q2-2 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物はどのように処理すればよいですか。

A2-2 ご質問の施設は、医師等が医業等を行う場所ではないことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた感染性廃棄物が排出される施設には該当しません。そのため、同法上、感染性廃棄物としての処理が義務付けられるわけではなく、感染性廃棄物ではない通常の廃棄物として処理することができます。

その際には、当該施設内やその廃棄物の処理を委託される廃棄物処理業者の従業員への感染防止を徹底していただく必要があります。具体的には、「廃棄物処理における新型コロナウイルス対策ガイドライン」において感染防止策として挙げられている対応(A5-5も参照)をとっていただくとともに、特に、ごみに直接触れないこと、ごみ袋はごみがいっぱいになる前にしっかりと縛って封をして排出すること、ごみを捨てた後は石けん等を使って手を洗うことなどにご注意ください。また、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、二重にごみ袋に入れるなどの感染防止策に留意する必要があります。更に慎重な対応として、実作業において感染性廃棄物に準じた取扱いをすることも妨げませんが、そうした取扱いをすることにより、処理が滞ってかえって公衆衛生上のリスクが高まることがないように、十分に配慮し、合理的な取扱いを行うようにしてください。

(参考) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル、Q&A(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000619458.pdf>

(参考) 緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2004077_local_gov.pdf

＜医療関係機関等から排出される廃棄物の処理の仕方＞

Q2-3 医療関係機関等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物はどのように処理すれば良いですか。

A2-3 医療関係機関等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき処理してください。

具体的には、排出事業者は、施設内での保管の際には、仕切りを設けるなどして感染性廃棄物がそれ以外の廃棄物に混入するおそれがないようにすること、腐敗するおそれのある廃棄物は冷蔵庫に入れるなどして腐敗しないようにすることが必要です。また排出の際には、廃棄物の種類や性状に応じた容器を選ぶこと、容器に入れて密閉すること、感染性廃棄物である旨等を表示することなどが必要です。

(参考) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

(参考) 医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ
新型コロナウイルスの廃棄物について

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_waste.pdf

医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ
新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も
他の感染性廃棄物と同様に処理可能です（※）。
※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。

消毒して再利用できるもの（リネン類など）はむやみに
廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いいたします。

感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に
梱包しましょう

感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の鋭利なものの	②血液等の液状または泥状のもの	③血液等が付着したガーゼ等再利用しないものの
耐貫通性のある堅牢な容器	漏洩しない密閉容器	丈夫なプラスチックの二重使用または、堅牢な容器
		
例：プラスチック製容器		例：プラスチック（二重使用）

※ ①～③を一括に梱包する場合は、耐貫通性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



(参考) 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2003044_local_gov.pdf

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する Q&A(令和2年4月23日)

【3. 医療関係機関以外の排出事業者の皆さま向け】

<新型コロナウイルス感染症の概要>

Q3-1 「新型コロナウイルス」とはどのような特徴のあるウイルスですか。

A3-1 「新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)」はコロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群(MERS)」ウイルスが含まれます。

ウイルスにはいくつか種類があり、コロナウイルスは遺伝情報として RNA をもつ RNA ウイルスの一種(一本鎖 RNA ウイルス)で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っています。自分自身で増えることはできませんが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができます。

(参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q2-1

<新型コロナウイルス感染症の感染経路>

Q3-2 新型コロナウイルス感染症にはどのような条件、場所で感染しますか。

A3-2 一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。

(1) 飛沫感染

感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

(2) 接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。なお、ウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われています。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われています。

集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件が重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

3つの条件が重ならなくても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられています。また、激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されています。

現在のところ、ライブハウス、スポーツジム、医療機関、繁華街の接待を伴う飲食店等におけるクラスターでの感染拡大が中心とされています。

無症状の者からの感染の可能性も指摘されており、油断は禁物です。

(参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q2-1

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q2-2

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q3-1

(参考) 3つの「密」を避けるための手引き(首相官邸)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#c5>

<基本的な感染防止策>

Q3-3 感染を予防するために日常の生活で注意することはありますか。

A3-3 感染を予防するためには、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、十分な睡眠をとる等の健康管理を心がけてください。また、手洗いや手指消毒前の手で口・鼻に触れないようにすることや定期的に体温を測ることも有効です。

手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効です。石けんを使った手洗いは更に有効です。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいといわれていますので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要です。また、流水と石けんでの手洗いができない時であっても、手指消毒用アルコールを用いることで同様に感染力を失わせることができます。

また、1. 密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、2. 密集場所(多くの人が密集している)、3. 密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる)という「3つの密」を避けること等が重要です。

また、3つの密に該当しなくとも、不要不急の外出を避けること、夜の街を極力避けること、人と人との距離をとること(Social distancing; 社会的距離)及び家やオフィスの換気を十分にすることも有効です。

さらに、外出時はマスクを着用する、家の中でも咳エチケットを心がけることで、自己のみならず、他人への感染を回避することが必要です。

(参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け) (厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q2-1

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q3-1

(参考) 3つの「密」を避けるための手引き(首相官邸)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#c5>

<廃棄物に関する一般的事項>

Q3-4 どのような廃棄物が新型コロナウイルス感染症に伴って排出されますか。

A3-4 医療関係機関以外の事業所からは、新型コロナウイルス感染者の呼吸器系分泌物(鼻水、痰等)が付着したティッシュや、使用済みのマスク等が一般廃棄物として排出されます。

<事業所から出るごみの捨て方について>

Q3-5 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したティッシュ等の廃棄物はどのように排出すれば良いですか。

A3-5 事業所から排出される新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物については、インフルエンザの感染に伴い排出される廃棄物と同様に、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に準拠して処理してください。

具体的な感染防止策として、ごみに直接触れないこと、ごみ袋はごみがいっぱいになる前にしっかり縛って封をして排出すること、ごみを捨てた後は石けん等を使って手を洗うことなどがあります。また、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、二重にごみ袋に入れることも有効です。

家庭からのマスク等の捨て方について整理したチラシもご参考にしてください

(参考) 廃棄物処理における新型コロナウイルス対策ガイドライン

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>

(参考) 新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_household_waste.pdf

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、**「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」**そして**「ごみを捨てた後は手を洗う」**ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。

②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりと封をします。

③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- ・『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ・ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。



(参考) 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2003044_local_gov.pdf

<通常リユース・リサイクルされる資源について>

Q3-6 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したリネン類はどのように扱えば良いですか。

A3-6 「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」(令和2年3月1日厚生労働省)や、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」(令和2年4月2日付け厚生労働省事務連絡)の記載を参照の上、手袋とマスクを着用して一般的な洗剤等で洗濯して完全に乾かすようにするなど、感染防止策を講じた上で、再利用できるものはむやみに捨てないようにしてください。

(参考) 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

(参考) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>

(参考) 医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について

(参考) 緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について(通知)

＜宿泊療養施設等の廃棄物の対応＞

Q3-7 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物はどのように処理すればよいですか。

A3-7 ご質問の施設は、医師等が医業等を行う場所ではないことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた感染性廃棄物が排出される施設には該当しません。そのため、同法上、感染性廃棄物としての処理が義務付けられるわけではなく、感染性廃棄物ではない通常の廃棄物として処理することができます。

その際には、当該施設内やその廃棄物の処理を委託される廃棄物処理業者の従業員への感染防止を徹底していただく必要があります。具体的には、「廃棄物処理における新型コロナウイルス対策ガイドライン」において感染防止策として挙げられている対応(A5-5も参照)をとっていただくとともに、特に、ごみに直接触れないこと、ごみ袋はごみがいっぱいになる前にしっかり縛って封をして排出すること、ごみを捨てた後は石けん等を使って手を洗うことなどにご注意ください。また、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、二重にごみ袋に入れるなどの感染防止策に留意する必要があります。更に慎重な対応として、実作業において感染性廃棄物に準じた取扱いをすることも妨げませんが、そうした取扱いをすることにより、処理が滞ってかえって公衆衛生上のリスクが高まることがないように、十分に配慮し、合理的な取扱いを行うようにしてください。

(参考) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル、Q&A(厚生労働省)

(参考) 緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について(通知)

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する Q&A(令和2年4月23日)

【4. 地方公共団体の皆さま向け】

(軽症者の方向けの療養施設等※)に関する Q&A を含む)

※ 宿泊療養施設等:

新型コロナウイルス感染症の軽症者等が安静・療養を行うために都道府県が用意する宿泊施設等を言います。

(参照:新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について(厚生労働省) <https://www.mhlw.go.jp/content/000618525.pdf>)

<新型コロナウイルス感染症の概要>

Q4-1 「新型コロナウイルス」とはどのような特徴のあるウイルスですか。

A4-1 「新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)」はコロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群(MERS)」ウイルスが含まれます。

ウイルスにはいくつか種類があり、コロナウイルスは遺伝情報として RNA をもつ RNA ウイルスの一種(一本鎖 RNA ウイルス)で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っています。自分自身で増えることはできませんが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができます。

(参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q2-1

<新型コロナウイルス感染症の感染経路>

Q4-2 新型コロナウイルス感染症にはどのような条件、場所で感染しますか。

A4-2 一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。

(1) 飛沫感染

感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

(2) 接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。なお、ウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われています。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われています。

集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件が重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

3つの条件が重ならなくても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられています。また、激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されています。

現在のところ、ライブハウス、スポーツジム、医療機関、繁華街の接待を伴う飲食店等におけるクラスターでの感染拡大が中心とされています。

無症状の者からの感染の可能性も指摘されており、油断は禁物です。

(参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q2-1

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q2-2

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q3-1

(参考) 3つの「密」を避けるための手引き(首相官邸)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#c5>

<基本的な感染防止策>

Q4-3 感染を予防するために日常生活で注意することはありますか。

A4-3 感染を予防するためには、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、十分な睡眠をとる等の健康管理を心がけてください。また、手洗いや手指消毒前の手で口・鼻に触れないようにすることや定期的に体温を測ることなども有効です。

手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効です。石けんを使った手洗いは更に有効です。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残しやすいといわれていますので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要です。また、流水と石けんでの手洗いができない時であっても、手指消毒用アルコールを用いることで同様に感染力を失わせることができます。

また、1. 密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、2. 密集場所(多くの人が密集している)、3. 密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる)という「3つの密」を避けること等が重要です。

また、3つの密に該当しなくとも、不要不急の外出を避けること、夜の街を極力避けること、人と人との距離をとること(Social distancing; 社会的距離)及び家やオフィスの換気を十分にすることも有効です。

さらに、外出時はマスクを着用する、家の中でも咳エチケットを心がけることで、自己のみならず、他人への感染を回避することが必要です。

(参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q2-1

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q3-1

(参考) 3つの「密」を避けるための手引き(首相官邸)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#c5>

<廃棄物に関する一般的事項>

Q4-4 どのような廃棄物が新型コロナウイルス感染症に伴って排出されますか。

A4-4 医療関係機関や検査機関からは、新型コロナウイルス感染症の診断、治療、検査等に使用された医療器材が感染性廃棄物として排出されます。

また、一般家庭や医療関係機関以外の事業者からは、新型コロナウイルス感染者の呼吸器系分泌物(鼻水、痰等)が付着したティッシュや、使用済みのマスク等が一般廃棄物として排出されます。

<通常リユース・リサイクルされる資源について>

Q4-5 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したペットボトル、缶、瓶や容器包装などのこれまで資源化してきた廃棄物については、どのように扱えば良いですか。

A4-5 厚生労働省ウェブページ「新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)」における「新型コ

「新型コロナウイルスについて」の問1『「新型コロナウイルス」とはどのようなウイルスですか。』では、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われています」とあります。

新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したもので、通常時は資源化される廃棄物のうち、

- ① ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装は、可燃ごみ(燃やすごみ)の区分で排出すること
- ② 缶、瓶等の不燃物については、感染する力がなくなるとされる期間が 3 日程度であることや、資源ごみの収集頻度を踏まえて、1 週間程度待ってから排出すること、それが困難な場合は「可燃ごみ(燃やすごみ)」に入れて排出しその後の選別は行わないこと

などを検討した上で、住民の方に周知してください。

また、新型コロナウイルス感染者でも疑いのある者でもない者が使用したものはこれまでどおり、住民の方に、分別排出への協力をお願いし、資源化をするようにしてください。

(参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1

<資源ごみのリサイクル材としての需要の低下への対応>

Q4-6 新型コロナウイルスの感染拡大の影響で国内外の工場等の稼働が低下することによって、資源ごみのリサイクル材料としての需要が低下して、処理が滞っている場合にはどうすれば良いですか。

A4-6 これまでリサイクルされてきた廃棄物のリサイクル先が一時的に受け入れ停止などにより処理が滞っている場合には、新たな保管場所の確保、家庭等からの排出を抑制してほしい旨の周知、処分先や処分方法の変更などにより、廃棄物が適正に処理されるよう検討してください。

<ごみ質の組成分析調査>

Q4-7 新型コロナウイルスが感染拡大している状況下において、一般家庭等から排出されるごみについて平時に実施している組成分析等の調査事業は、中止したほうが良いですか。

A4-7 「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和 52 年 11 月 4 日付け環整第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)において示されている、ごみ質の組成分析調査については、軽症者等の自宅療養により、一般家庭等から排出される廃棄物に新型コロナウイルス感染者やその疑いのある者が使用したティッシュやマスク等が含まれる可能性があって、調査における作業環境や感染防止策に懸念がある場合には、調査の実施を延期しても差し支えありません。なお、仮に組成分析等を実施する場合には、作業員において、個人防護具を適切に使用いただき、作業終了後の手洗い及び手指消毒、うがいを実施いただくことや、使用した機器を確実に消毒することなど、十分な感染防止策をとっていただくようお願いします。実際の作業に当たっては、A5-5 及び 5-6 をご参照ください。

(参考) 一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について(通達)

<http://www.env.go.jp/hourei/11/000013.html>

<宿泊療養施設等の廃棄物の対応①>

Q4-8 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物はどのように処理すればよいですか。

A4-8 ご質問の施設は、医師等が医業等を行う場所ではないことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた感染性廃棄物が排出される施設には該当しません。そのため、同法上、感染性廃棄物としての処理が義務付けられるわけではなく、感染性廃棄物ではない通常の廃棄物として処理することができます。

その際には、当該施設内やその廃棄物の処理を委託される廃棄物処理業者の従業員への感染防止を徹底していただく必要があります。具体的には、「廃棄物処理における新型コロナウイルス対策ガイドライン」において感染防止策として挙げられている対応(A5-5も参照)をとっていただくとともに、特に、ごみに直接触れないこと、ごみ袋はごみがいっぱいになる前にしっかり縛って封をして排出すること、ごみを捨てた後は石けん等を使って手を洗うことなどにご注意ください。また、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、二重にごみ袋に入れるなどの感染防止策に留意する必要があります。更に慎重な対応として、実作業において感染性廃棄物に準じた取扱いをすることも妨げませんが、そうした取扱いをすることにより、処理が滞ってかえって公衆衛生上のリスクが高まることがないように、十分に配慮し、合理的な取扱いを行うようにしてください。

(参考)新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル、Q&A(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000619458.pdf>

(参考)緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2004077_local_gov.pdf

<宿泊療養施設等の廃棄物の対応②>

Q4-9 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物の排出事業者は、都道府県、施設占有者のどちらになりますか。

A4-9 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設(以下「宿泊療養施設」という。)から生ずる廃棄物の排出事業者は、当該宿泊療養事業を主体的に行っている者であると解され、基本的には当該事業を運営している地方公共団体と考えられます。なお、地方公共団体と宿泊施設との間で役割分担等を明確にした上で当該宿泊施設が当該事業運営の一部を担っている場合など個別の事情により、宿泊施設が排出事業者となることもあり得ます。

仮に当該地方公共団体が当該廃棄物の排出事業者にならない場合にあっても、地方公共団体においては、その区域に係る新型コロナウイルス対策を総合的に推進する責務を有していること及び廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならないことに鑑み、処理費用相当分の負担や、廃棄物の適切な管理方法の検討や管理のための体制整備、処理の委託先の確保等に責任を持って関わっていく必要があります。

＜家庭や事業所等から出るごみの捨て方について＞

Q4-10 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したティッシュ等の廃棄物はどうのように排出すれば良いですか。

A4-10 一般家庭や事業所等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物については、インフルエンザの感染に伴い排出される廃棄物と同様に、「**廃棄物処理における新型コロナウイルス対策ガイドライン**」に準拠して処理してください。

具体的な感染防止策として、**ごみに直接触れない**こと、ごみ袋はごみがいっぱいになる前に**しっかり縛って封をして排出**すること、ごみを捨てた後は**石けん等を使って手を洗う**ことなどがあります。また、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、**二重にごみ袋に入れることも有効**です。

(参考)廃棄物処理における新型コロナウイルス対策ガイドライン

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>

(参考)新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_household_waste.pdf

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『**ごみの捨て方**』に沿って、「**ごみに直接触れない**」「**ごみ袋はしっかりしばって封をする**」そして「**ごみを捨てた後は手を洗う**」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。

②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりとしばります。

③ごみを捨てた後は石けんを使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- ・『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ・ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。



(参考)新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2003044_local_gov.pdf

＜医療関係機関等から排出される廃棄物の処理の仕方＞

Q4-11 医療関係機関等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物はどうのように処理すれば良いですか。

A4-11 医療関係機関等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき処理してください。

具体的には、排出事業者は、施設内での保管の際には、仕切りを設けるなどして感染性廃棄物がそれ以外の廃棄物に混入するおそれがないようにすること、腐敗するおそれのある廃棄物は冷蔵庫に入れるなどして腐敗しないようにすることが必要です。また排出の際には、廃棄物の種類や性状に応じた容器を選ぶこと、容器に入れて密閉すること、感染性廃棄物である旨等を表示することなどが必要です。

(参考) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

(参考) 医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ
新型コロナウイルスの廃棄物について

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_waste.pdf

医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ
新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も
他の感染性廃棄物と同様に処理可能です(※)。
※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。

消毒して再利用できるもの(リネン類など)はむやみに
廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで慎重に考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いいたします。

感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に
梱包しましょう

感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の鋭利なものの	②血液等の液体または泥状のもの	③血液等が付着したガーゼ等再利用しないもの
耐貫透性のある堅牢な容器	漏洩しない密閉容器	丈夫なプラスチックの二重使用または、堅牢な容器
		
例：プラスチック製容器		例：プラスチック袋(二重使用)

※ ①～③を一括に梱包する場合は、耐貫透性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



(参考) 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2003044_local_gov.pdf

<業務継続のために取るべき措置①>

Q4-12 緊急事態宣言が発出された状況では、市町村における一般廃棄物処理事業はどのように対応すべきですか。

A4-12 新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、ごみ処理関係事業が緊急事態宣言時にも事業の継続が求められる事業と位置づけられているとおり、一般廃棄物処理事業は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業です。

そのため、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を始め、それ以外の廃棄物の処理についても、一般廃棄物の統括的処理責任にも鑑み、適正かつ安定的に処理するよう、十分に感染対策を講じながら、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に沿って、業務を継続していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染者が発生し、業務継続に影響を受ける場合の対応については、A4-13を参照してください。

(参考) 廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(新型コロナウイルス感染症対策本部)(4月16日時点)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_h_0416.pdf

(参考) 緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2004077_local_gov.pdf

<業務継続のために取るべき措置②>

Q4-13 市町村における一般廃棄物処理事業を継続する上で、具体的にどのようなことに取り組めば良いですか。また、どのようなことを検討すべきですか。

A4-13 A5-5 の感染防止策を徹底することや、施設の運転を含めた業務の継続に必要不可欠な資材を確保することなどが考えられます。資材については、使用の必要性を見極めることも重要です。

また、一般廃棄物処理に関わる委託業者・許可業者・清掃事務所において新型コロナウイルス感染者が発生し、事業者や事務所単位で活動不能になった場合の対応や、人員や物資の不足により業務の優先順位を考慮した段階的な業務縮小計画を盛り込んだ、一般廃棄物処理事業継続計画を、委託業者・許可業者・その他の事業者・周辺の市町村等とご協力の上、検討しておく必要があります。

(参考) 緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2004077_local_gov.pdf

<業務継続のために取るべき措置③>

Q4-14 緊急事態宣言が発出された状況においては、市町村における一般廃棄物処理事業においても、出勤者を7～8割減らす必要がありますか。

A4-14 一般廃棄物処理事業は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業であるため、一般廃棄物の統括的処理責任にも鑑み、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を始め、それ以外の廃棄物の処理についても適正かつ安定的に処理するよう、十分

に感染対策を講じながら、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に沿って、業務を継続していただきますようお願いいたします。

その上で、可能な範囲でオフィス部門等では出勤者7割削減に向けた取組を行っていたくようお願いいたします。

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する Q&A(令和2年4月23日)

【5. 廃棄物処理を行う皆さま向け】

<新型コロナウイルス感染症の概要>

Q5-1 「新型コロナウイルス」とはどのような特徴のあるウイルスですか。

A5-1 「新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)」はコロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群(MERS)」ウイルスが含まれます。

ウイルスにはいくつか種類があり、コロナウイルスは遺伝情報として RNA をもつ RNA ウイルスの一種(一本鎖 RNA ウイルス)で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っています。自分自身で増えることはできませんが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができます。

(参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q2-1

<新型コロナウイルス感染症の感染経路>

Q5-2 新型コロナウイルス感染症にはどのような条件、場所で感染しますか。

A5-2 一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。

(1) 飛沫感染

感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

(2) 接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。なお、ウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われています。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われています。

集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件が重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

3つの条件が重ならなくても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられています。また、激しい呼吸や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されています。

現在のところ、ライブハウス、スポーツジム、医療機関、繁華街の接待を伴う飲食店等におけるクラスターでの感染拡大が中心とされています。

無症状の者からの感染の可能性も指摘されており、油断は禁物です。

(参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q2-1

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q2-2

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q3-1

(参考) 3つの「密」を避けるための手引き(首相官邸)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#c5>

<基本的な感染防止策>

Q5-3 感染を予防するために日常生活で注意することはありますか。

A5-3 感染を予防するためには、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、十分な睡眠をとる等の健康管理を心がけてください。また、手洗いや手指消毒前の手で口・鼻に触れないようにすることや定期的に体温を測ることなども有効です。

手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効です。石けんを使った手洗いは更に有効です。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残しやすいといわれていますので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要です。また、流水と石けんでの手洗いができない時であっても、手指消毒用アルコールを用いることで同様に感染力を失わせることができます。

また、1. 密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、2. 密集場所(多くの人が密集している)、3. 密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる)という「3つの密」を避けること等が重要です。

また、3つの密に該当しなくとも、不要不急の外出を避けること、夜の街を極力避けること、人と人との距離をとること(Social distancing; 社会的距離)及び家やオフィスの換気を十分にすることも有効です。

さらに、外出時はマスクを着用する、家の中でも咳エチケットを心がけることで、自己のみならず、他人への感染を回避することが必要です。

(参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q2-1

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q3-1

(参考) 3つの「密」を避けるための手引き(首相官邸)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#c5>

<廃棄物に関する一般的事項>

Q5-4 どのような廃棄物が新型コロナウイルス感染症に伴って排出されますか。

A5-4 医療関係機関や検査機関からは、新型コロナウイルス感染症の診断、治療、検査等に使用された医療器材が感染性廃棄物として排出されます。

また、一般家庭や医療関係機関以外の事業所からは、新型コロナウイルス感染者の呼吸器系分泌物(鼻水、痰等)が付着したティッシュや、使用済みのマスク等が一般廃棄物として排出されます。

<廃棄物処理における感染防止策>

Q5-5 廃棄物処理を行う者が行う感染防止策としてはどのようなものが考えられますか。

A5-5 まずは、A5-3 に示したような、手洗い等の励行や手洗い等の前に顔に触れないこと、健康管理や定期的な体温の測定、「3つの密」を避けること、不要不急の外出自粛や室内の換気、マスク着用や咳エチケットによる他人への感染回避などの感染防止策を、各従業員が徹底してください。

その上で、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」において感染防止策として挙げられている

- ・ 収集運搬や廃棄物の手選別、運転席が開放された状態の重機の運転などの廃棄物に接触する作業を行う場合の手袋、マスク、その他の個人防護具の使用や、肌の露出の少ない作業着(長袖・長ズボン)の着用

- ・ 作業終了後の手洗い及び手指消毒等の実施
- ・ 運搬車両や施設等の定期的な清掃及び 0.05%次亜塩素酸ナトリウムや 70%の濃度のアルコールを用いた消毒の実施

などを実施してください。

この他にも、朝礼、休憩、着替え及び車両等による移動等の際に感染しやすいとされている行為(人混みや近距離での会話等)を避けることにより、従業員の間で「3つの密」が生じないように留意するとともに、手指消毒後に同じ物に触れるなど接触感染の原因となる行為を避けるようにしてください。

また、オフィス部門等では、できる限り、在宅勤務及び時差出勤等を実施し、人と人との接触を極力減らすようお願いします。廃棄物処理の業務を行う現場においても、ローテーション(例えば二交代制)を組むなど、可能な範囲で従業員の同時感染を防ぐ工夫を行ってください。

さらに、クラスターの形成を防止する観点から、家族等に陽性の方が出る等の濃厚接触者である従業員に自宅待機していただくこと等の対策も考えられます。

なお、本年4月から、望まない受動喫煙を防止するための改正健康増進法が全面施行され、原則屋内禁煙となっています。屋外喫煙所や屋内の喫煙専用室が設けられた場合、これらの場所では距離が近づかざるを得ない場合があるため、会話や、携帯電話による通話を慎むようお願いします。

(参考) 廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>

(参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.htm#Q3-1

(参考) 受動喫煙対策(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

＜個人防護具の使用上の注意点＞

Q5-6 個人防護具の使用において注意すべきことはありますか。

A5-6 医療機関向けのガイドにおいても、感染経路別に「ウイルスを含む飛沫が目、鼻、口の粘膜に付着するのを防ぐこと」、「ウイルスが付着した手で目、鼻、口の粘膜と接触するのを防ぐこと」が感染防止策のポイントとされており、顔の粘膜を守ることと手をきれいにすることとの2つの目的に、個人防護具を使用することは有用と考えられます。この2つの目的に照らして、手袋、マスク等の個人防護具の必要性を判断するようにしてください。「その他の個人防護具」として、眼の保護具(ゴーグルやフェイスシールド、保護眼鏡など飛沫が直接眼に入ることを防ぐことができるもの)も有効と考えられます。

さらに、個人防護具を着用していても、素手で外面に触れない、顔の粘膜に触れないということに注意が必要であり、脱衣時においても、裏返ししながら脱ぐことや、マスク等の顔に着用する個人防護具を外す前に石けんによる手洗いや手指消毒をすること、それらの防護具を外した後であって顔やその他のウイルスの付着が想定されない箇所を触る前に再度手洗いや手指消毒をすること、必要に応じてその後に顔を洗うなど、それぞれの動作の順序にも注意が必要です。

なお、着用時以外には、個人防護具を袋に入れるなどしてウイルスが付着しないように保管することも重要です。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い長期的に確保が困難なことが見込まれる個人防護具については、合理的な範囲でその使用の節減を図り、さらに、その使用が必

要となる各種法令に基づく点検・検査等の頻度の緩和措置も考慮に入れて、更なる節減を徹底するようにしてください。

(参考) 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド(一般社団法人日本環境感染学会)

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=343

(参考) 廃棄物処理施設の点検及び機能検査における防護服の使用節減の徹底等について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2004102_local_gov.pdf

<業務継続のために取るべき措置①>

Q5-7 緊急事態宣言が発出された状況では、廃棄物処理業はどのように対応すべきですか。廃棄物処理業を継続しなければならないのですか。

A5-7 新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、廃棄物処理事業者が緊急事態宣言時にも事業の継続が求められる事業者と位置づけられているとおり、廃棄物処理は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業です。

そのため、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を始め、それ以外の廃棄物の処理についても適正かつ安定的に処理するよう、十分に感染対策を講じながら、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に沿って、業務を継続していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染者が発生し、業務継続に影響を受ける場合の対応については、A5-8を参照してください。

(参考) 廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(新型コロナウイルス感染症対策本部)(4月16日時点)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_h_0416.pdf

(参考) 緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2004077_local_gov.pdf

<業務継続のために取るべき措置②>

Q5-8 廃棄物処理業を継続する上で、具体的にどのようなことを取り組めば良いですか。また、どのようなことを検討するべきですか。

A5-8 A5-5の感染防止策を徹底することや、施設の運転を含めた業務の継続に必要不可欠な資材を確保することなどが考えられます。資材については、使用の必要性を見極めることも重要です。

また、一般廃棄物の委託業者・許可業者・清掃事務所や産業廃棄物処理業者において新型コロナウイルス感染者が発生し、事業者や事務所単位で活動不能になった場合の対応や、人員や物資の不足により業務の優先順位を考慮した段階的な業務縮小計画などを検討しておく必要があります。

いずれにしても、委託業者・許可業者・その他の事業者等とも十分に調整の上で検討してください。

(参考) 緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2004077_local_gov.pdf

<業務継続のために取るべき措置③>

Q5-9 緊急事態宣言が発出された状況においては、廃棄物処理業においても、出勤者を7～8割減らす必要がありますか。

A5-9 廃棄物処理業者は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者であるため、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を始め、それ以外の廃棄物の処理についても適正かつ安定的に処理するよう、十分に感染対策を講じながら、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に沿って、業務を継続していただきますようお願いいたします。

その上で、可能な範囲でオフィス部門等では出勤者7割削減に向けた取組を行っていたくようにお願いいたします。

<資金繰りへの支援>

Q5-10 新型コロナ感染症の影響で、廃棄物の受託量が大幅に減少するなどして資金繰りや事業の継続に影響が出ています。どのような支援策がありますか。

A5-10 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、セーフティネット保証4号※が発動されました。また、し尿収集運搬業、し尿処分業、浄化槽清掃業、浄化槽保守点検業、ごみ収集運搬業、ごみ処分業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業は、セーフティネット5号※の対象とされています。資金繰りに不安を抱えられている場合には、お近くの民間金融機関、各信用保証協会等にご相談していただき、これらの制度をご活用ください。

またそのほかにも雇用維持や事業の継続のために利用可能な支援策や緊急経済対策がございますので、下の参考 URL からそれぞれの機関のウェブページをご確認の上でご活用ください。

※… 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援措置として、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の全部又は一部を保証する制度

(参考) 生活と雇用を守るための支援策(首相官邸)

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_shien.html

(参考) 新型コロナ感染症関連の支援策等(経済産業省)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

(参考) 新型コロナ感染症 ご利用ください お役立ち情報(首相官邸)

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_index.html

(参考) 雇用調整助成金(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

(参考) 納税関係の相談(国税庁)

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

<テレワークの導入に関する支援>

Q5-11 新型コロナウイルス感染症への対応として、テレワークの導入を検討していますが支援策はありますか。

A5-11 中小企業等の方が在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務

効率化ツールを導入する場合等に活用可能な IT 導入補助金について、一般社団法人サービスデザイン推進協議会にご相談のうえで、ご活用をご検討ください。

(参考) 新型コロナウイルス感染症関連の支援策等(経済産業省)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

＜家庭や事業所等から出るごみの捨て方について＞

Q5-12 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したティッシュ等の廃棄物はどうのように排出すれば良いですか。

A5-12 一般家庭や事業所等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物については、インフルエンザの感染に伴い排出される廃棄物と同様に、「廃棄物処理における新型コロナウイルス対策ガイドライン」に準拠して処理してください。

具体的な感染防止策として、ごみに直接触れないこと、ごみ袋はごみがいっぱいになる前にしっかり縛って封をして排出すること、ごみを捨てた後は石けん等を使って手を洗うことなどがあります。また、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、二重にごみ袋に入れることも有効です。

(参考)廃棄物処理における新型コロナウイルス対策ガイドライン

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>

(参考)新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_household_waste.pdf

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。

②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりとしばります。

③ごみを捨てた後は石けんを使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- ・『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ・ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。



(参考)新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2003044_local_gov.pdf

＜医療関係機関等から排出される廃棄物の処理の仕方＞

Q5-13 医療関係機関等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物はどうのように処理すれば良いですか。

A5-13 医療関係機関等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき処理してください。

具体的には、排出事業者は、施設内での保管の際には、仕切りを設けるなどして感染性廃棄物がそれ以外の廃棄物に混入するおそれがないようにすること、腐敗するおそれのある廃棄物は冷蔵庫に入れるなどして腐敗しないようにすることが必要です。また排出の際には、廃棄物の種類や性状に応じた容器を選ぶこと、容器に入れて密閉すること、感染性廃棄物である旨等を表示することなどが必要です。

(参考) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

(参考) 医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ
新型コロナウイルスの廃棄物について

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_waste.pdf

医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ
新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も
他の感染性廃棄物と同様に処理可能です(※)。
※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。

消毒して再利用できるもの(リネン類など)はむやみに
廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで慎重に考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いいたします。

感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に
梱包しましょう

感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の鋭利なものの	②血液等の液体または泥状のもの	③血液等が付着したガーゼ等再利用しないもの
耐貫透性のある堅牢な容器	漏洩しない密閉容器	丈夫なプラスチックの二重使用または、堅牢な容器
		
例：プラスチック製容器		例：プラスチック袋(二重使用)

※ ①～③を一括に梱包する場合は、耐貫透性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



(参考) 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2003044_local_gov.pdf

＜宿泊療養施設等の廃棄物の対応＞

Q5-14 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物はどのように処理すればよいですか。

A5-14 ご質問の施設は、医師等が医業等を行う場所ではないことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた感染性廃棄物が排出される施設には該当しません。そのため、同法上、感染性廃棄物としての処理が義務付けられるわけではなく、感染性廃棄物ではない通常の廃棄物として処理することができます。

その際には、当該施設内やその廃棄物の処理を委託される廃棄物処理業者の従業員への感染防止を徹底していただく必要があります。具体的には、「廃棄物処理における新型コロナウイルス対策ガイドライン」において感染防止策として挙げられている対応（A5-5も参照）をとっていただくとともに、特に、ごみに直接触れないこと、ごみ袋はごみがいっぱいになる前にしっかり縛って封をして排出すること、ごみを捨てた後は石けん等を使って手を洗うことなどにご注意ください。また、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、二重にごみ袋に入れるなどの感染防止策に留意する必要があります。更に慎重な対応として、実作業において感染性廃棄物に準じた取扱いをすることも妨げませんが、そうした取扱いをすることにより、処理が滞ってかえって公衆衛生上のリスクが高まることのないように、十分に配慮し、合理的な取扱いを行うようにしてください。

（参考）新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル、Q&A（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000619458.pdf>

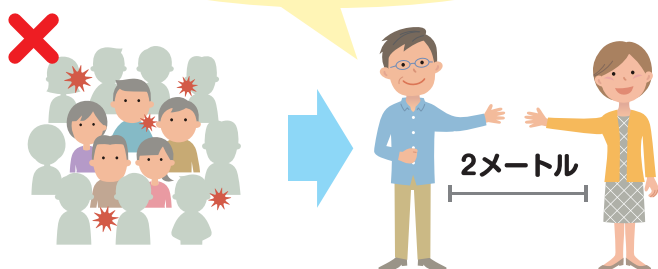
（参考）緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について（通知）

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2004077_local_gov.pdf

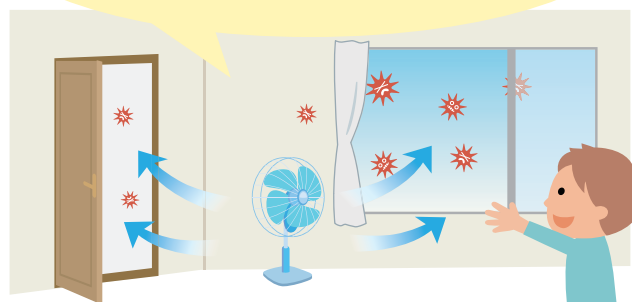
「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と
十分な距離を取る!



窓やドアを開け
こまめに換気を!



屋外でも密集するような
運動は避けましょう!

少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫

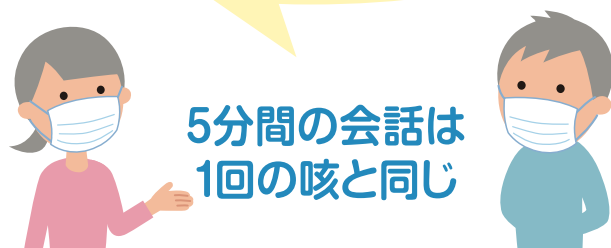


飲食店でも距離を取りましょう!

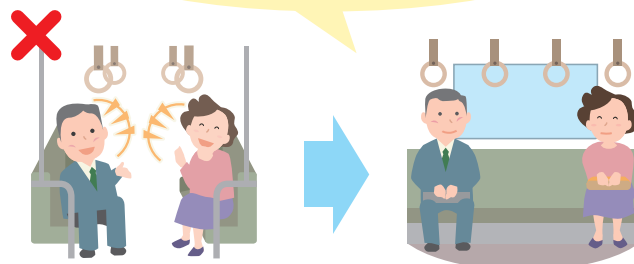
- ・ 多人数での会食は避ける
- ・ 隣と一つ飛ばしに座る
- ・ 互い違いに座る



会話をするときは
マスクをつけましょう!



電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう!



人との接触を **8割減**らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守れるよう、日常生活を見直してみましょう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または**少人数で**
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園は**すいた時間、**
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は**遠隔診療**

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は**在宅勤務**

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い**密閉空間**
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 16 日

公益社団法人 日本医師会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言の
対象区域の拡大について（周知依頼）

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
標記について、別添のとおり、各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）及び
一般廃棄物行政主管部（局）宛てに事務連絡を発出しましたので、御了知いただくとともに
貴会会員への周知等お願いいたします。

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 16 日

各都道府県・各政令市
産業廃棄物行政主管部（局）
一般廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言の
対象区域の拡大について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。
令和2年4月7日付けで「緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について（通知）」（令和2年4月7日付け環循適発第2004077号・環循規発第2004075号環境省環境再生・資源循環局長通知。以下「通知」という。別添参照。）を発出し、通知の一において、貴管下において十分に感染防止策を講じつつ、廃棄物処理業務の継続等がなされるよう取り計らうとともに、特に特定都道府県（通知発出当時は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県）においてこの旨を廃棄物処理業者に要請するよう、お願いしたところです。
今般、本日付けで基本的対処方針が改正され、特定都道府県の対象が全ての都道府県に拡大されたため、全ての各都道府県・各政令市において、収集運搬、処分のいずれにおいても、通知一の記載に基づき、作業中や作業後において十分に感染防止策を講じつつ、廃棄物処理業務が継続されるよう、とりわけ感染性廃棄物を扱う処理業者が、新型コロナウイルスが付着し、又はそのおそれのある廃棄物についても受け入れて、迅速かつ適正に処理するよう、廃棄物処理業者に要請するようお願いいたします。
また、通知の二及び三に記載の事項についても、改めて御留意願います。
以上、貴管下廃棄物処理業者、排出事業者及び市区町村に周知いただくとともに、廃棄物処理業務の継続に遺漏なきようお願いいたします。

別添

環循適発第2004077号
環循規発第2004075号
令和2年4月7日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る
廃棄物の円滑な処理について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、「廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（通知）」（令和2年1月22日付け環循適発第2001225号・環循規発第2001223号環境省環境再生・資源循環局長通知）において「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル¹」（平成30年3月）に基づく対策について通知し、「廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について（通知）」（令和2年1月30日付け環循適発第20013010号・環循規発第20013027号環境省環境再生・資源循環局長通知）により、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン²」（平成21年3月）の内容に準拠した適正処理について通知したところです。

また、政府において令和2年2月25日付けで「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定されたことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）」（令和2年3月4日付け環循適発第2003044号・環循規発第2003043号環境省環境再生・資源循環局長通知）を発出し、新型コロナウイルス感染症対策が適切に実施されるための留意事項についての周知徹底をお願いしたところです。

その後、令和2年4月7日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県及び福岡県を区域として緊急事態宣言がなされ、また、同日付けで「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が改正されました。こうした状況にあっても、廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められます。

このことを踏まえ、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策が適切に実施されるよう、これまで通知したことに加えて、下記事項に御留意いただき、貴

管下廃棄物処理業者、排出事業者及び市区町村に周知いただくとともに、廃棄物処理業務の継続に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

1・・・<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

2・・・<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>

記

一 廃棄物の処理業務が継続のため講ずべき措置について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針で定められたまん延防止対策においては、廃棄物の処理業者その他の廃棄物の処理に関わる事業者は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられています。これらの事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図ることとされており、特に、特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県をいう。以下同じ。）は、十分に感染拡大防止策を講じつつ、これらの事業者に対して業務の継続を要請するものとされています。このため、貴管下においても、十分に感染防止策を講じつつ、廃棄物処理業務が継続されるよう、とりわけ感染性廃棄物を扱う処理業者が、新型コロナウイルスが付着し、又はそのおそれのある廃棄物についても受け入れて、迅速かつ適正に処理するよう、お取り計らい願います。特に特定都道府県においてはこの旨を廃棄物処理業者に要請願います。廃棄物処理に伴う感染防止策については、令和2年3月4日付けの「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）」にて具体的に記載しておりますので、参照してください。

二 廃棄物処理事業の継続について

廃棄物の処理を継続するため、特に次の取組について、各地域の新型コロナウイルス感染症発生の状況を踏まえた実効的な対応を早急に検討してください。なお、検討に当たっては、委託業者、許可業者及び施設の運転管理・日常点検・定期点検等の作業を委託する事業者等とも十分調整してください。

- 職員及び委託業者並びに許可業者等の従業員間で濃厚接触者を極力減らすための取組
- 委託業者、許可業者及び清掃事務所において新型コロナウイルス感染症が発生し、事業者や事務所単位で活動不能となった場合の対応策
- 防護服等の焼却施設の運転継続のために必要不可欠な資材の確保（使用の必要性の見極めを含む。）
- 業務の優先順位を考慮した上で、人員や物資が不足した場合の廃棄物処理の継続性を重視した段階的な業務縮小計画

三 宿泊療養や自宅療養に対応した廃棄物処理について

厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）及び当該事務連絡に関するQ&A（令和2年4月6日付け事務連絡）が発出されていますので、宿泊療養や自宅療養における廃棄物処理に当たって参考とするとともに、次の点にも留意の上、御対応ください。また参考の資料を関係者への注意喚起・周知に御活用ください。

- 宿泊療養や自宅療養において廃棄物を排出する際には、「ごみに直接触れない」、「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを意識するよう、宿泊施設職員及び感染者の御家族等に注意喚起すること。ごみが袋の外面に触れた場合や、密閉性をより高める必要がある場合には、二重にごみ袋に入れることも有効である。
- 宿泊療養や自宅療養に伴う廃棄物の処分については、処理における公衆衛生の確保を最優先とするため、処理工程において、ペットボトルなど通常時は資源化している廃棄物も、封を開けて分別することなく焼却することが望ましい。
- 宿泊施設における廃棄物の取扱いとして、リネン類などは「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」（令和2年4月2日付け厚生労働省事務連絡）を参照の上、再利用できるものはむやみに捨てないよう注意喚起すること。
- 宿泊療養や自宅療養のいずれにおいても感染者が接触していない廃棄物の処理は通常どおり取り扱うこと。

（参考）

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_household_waste.pdf

医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_waste.pdf

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策を適切に実施するに当たり、各地方自治体における対応についての照会が必要な場合には、環境省までお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 17 日

公益社団法人 日本医師会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を
確保するための対応について（周知依頼）

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
標記について、別添のとおり、各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長宛て
に通知しましたので、御了知いただくとともに貴会会員への周知等お願いいたします。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

担 当：涌田、影山、勝木

電話番号：03-5521-9274

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp

環 循 規 発 第 2004171 号
令 和 2 年 4 月 17 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応
について (通知)

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、通常の廃棄物行政に係る業務に加えて追加的な業務が発生し多大な御負担が生ずる中で、国民生活や経済活動を支える社会インフラたる廃棄物処理体制の維持に御尽力いただいていることに、重ねて御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた廃棄物処理業務の継続については、既に環境省環境再生・資源循環局長からお願いした(「新型コロナウイルス感染症に対応した廃棄物の円滑な処理について(通知)」(令和2年4月7日付け環循適発第2004077号・環循規発第2004075号環境省環境再生・資源循環局長通知))ところである。廃棄物処理業は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(同年4月16日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務」とされており、業務の継続を図っていく必要があるが、他方で、産業廃棄物処理を行う者において、従業員の感染及びこれに伴うその他の従業員の外出自粛等により、処理能力が低下することが考えられる。このような場合においても、円滑に産業廃棄物の処理を行うための制度的な対応について、当面留意すべき事項を下記のとおりお知らせするので、貴管下産業廃棄物処理業者、排出事業者及び市区町村に対して周知していただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

- 1 廃棄物の処理の再委託や、他の産業廃棄物処理業者に委託をし直すことについて

産業廃棄物の処理を委託された処理業者が、その処理の全てを自ら全うすることが困難となった場合には、別の産業廃棄物処理業者にその処理を再委託し、又は排出事業者において改めて別の産業廃棄物処理業者に委託をすることが考えられる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 6 条の 12（同令第 6 条の 15 第 2 号において、その規定の例によることとされる場合を含む。）の規定にのっとり、他の処理業者に処理を再委託する場合においては、排出事業者において、同令第 6 条の 12 第 1 号に規定する書面（この「書面」は電子メール等の電磁的記録でも差し支えない。）による承諾を行う必要がある。このため、排出事業者においては、再委託を必要とする事態が生じた場合に備えて、承諾の際に確認する必要がある事項（再委託先の許可の有無など、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）で必要とされている事項のほか、信用、処理実績等、排出事業者が処理の委託先を選定するに当たって通常考慮している事項が考えられる。）についてあらかじめ検討を行い、処理業者と認識の共有を図るよう努められたい。特に、再委託の料金についての調整には困難が予想されるから、適正な処理費用が処理業者に支払われることを前提に、あらかじめこの点についても検討されたい。また、可能な範囲で、あり得る具体的な再委託先についてもあらかじめ検討されたい。処理業者においても、このような検討を行うよう、排出事業者に対して積極的に働き掛けられたい。なお、再委託を行った場合であっても、排出事業者は、その廃棄物の処理の状況に関する確認を行うよう努めなければならない（法第 12 条第 7 項）。

また、処理業者が、受託した処理を全うすることが困難となり、その再委託もできない場合や、再委託が可能であっても、排出事業者において改めて他の処理業者と契約を結び直す方が適当な場合には、処理業者から排出事業者に対し、可能な限りその旨を通知すべきである。通知を受け、又は自らその状況を把握した排出事業者は、その負っている排出事業者責任に鑑み、当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、他の処理業者と改めて委託契約を結び直し、又は一時的に排出事業者において当該産業廃棄物を保管するなど、適切な措置を講ずるべきである。

2 円滑な広域処理の実現について

新型コロナウイルス感染症の感染が更に拡大した場合、一部の産業廃棄物処理業者において産業廃棄物を処理することが困難となる事態も想定されるところである。しかし、そのような場合であっても、近隣の都道府県に産業廃棄物を運搬するなど円滑な広域処理を通じて、産業廃棄物を迅速かつ適正に処理することが必要である。一部の地方公共団体においては、事前協議制等により域外からの産業廃棄物の搬入規制を事実上行っている場合が見られるが、法の趣旨・目的に反し、法に定められた規制を超える要綱等による運用については、感染性廃棄物の迅速な処理の観点からも、廃止等を可及的速やかに実施されたい旨を通知したところである（「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物

の適正処理等について（通知）」（令和２年３月４日付け環循適発第 2003044 号・環循規
発第 2003043 号環境省環境再生・資源循環局長通知）。仮にこのような搬入規制を維持
しなければならない特段の事情がある場合であっても、今般の新型コロナウイルス感染
症の拡大の状況に鑑み、また廃棄物処理業が「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠
な業務」であることを踏まえ、少なくともそのような搬入規制により、感染性廃棄物ひ
いてはその他の産業廃棄物の処理も滞ることのないよう、例えば、新型コロナウイルス
感染症の感染拡大により広域処理が必要となっている産業廃棄物については搬入規制
の対象外とする、優先的かつ速やかに事前協議を行うなど、迅速かつ適正な産業廃棄物
処理を実現するために必要なあらゆる措置を可及的速やかに実施されたい。